

福祉人材確保対策支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県の交付する福祉人材確保対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日、医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号、厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、次条に定める事業のうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて補助することにより、本県における質の高い福祉人材の確保に資することを目的とする。

(交付対象)

第3条 この補助金は、別表第1欄に定める事業を交付の対象とする。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める事業ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額の合計額とする。ただし、別表の第1欄に定める事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付条件)

第5条 補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 法人等は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、該当収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、知事に

報告してその指示を受けなければならない。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付申請は、別紙様式第1号による申請書に関係書類を添えて、県が別に通知する日までに知事に提出して行うものとする。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更する場合には、別紙様式第2号による変更交付申請書に関係書類を添えて、速やかに知事に提出して行うものとする。

(概算払い)

第8条 この補助金は、知事が必要と認めた場合は、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 法人等が前項の概算払を受けようとするときは、別紙様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告書は、別紙様式第4号による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業完了後1ヶ月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出して行うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助対象事業完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、別紙様式第5号により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。

附 則 この交付要綱は、平成25年3月21日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

附 則 この交付要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この交付要綱は、平成27年1月1日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附 則 この交付要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この交付要綱は、平成28年10月7日から施行する。

附 則 この交付要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この交付要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この交付要綱は、令和3年6月23日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則 この交付要綱は、令和4年8月6日から施行する。

附 則 この交付要綱は、令和5年10月13日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

附 則 この交付要綱は、令和7年1月16日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

附 則 この交付要綱は、令和7年6月10日から施行し、令和7年度の事業から適用する。